

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	748	受理年月日	令和3年8月10日
件名	別居・離婚後の共同親権及び共同養育に係る法整備の要請		
要旨	<p>我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）であり、そのうちの約7割に当たる15万人が片方の親に会えていない。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるがゆえに、別居、離婚に伴う子供の親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの子供の連れ去り別居やDV防止法を悪用した虚偽DVなどによる親子引離しが後を絶たない。</p> <p>不当に子供を連れ去られた一方の親は、継続性の原則の下、親権、監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しきのあまり自殺する親も相次いでいるのが現状である。</p> <p>一方的な子供の連れ去り、引離しは、子供の成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じている。</p> <p>このような状況から、国内外からも以下のような問題が提起されているにもかかわらず、法整備に際し、現段階では議論されていない。</p> <p>2014年1月にハーグ条約を締結、批准したにもかかわらず不履行であり、このことは拉致被害国でもある日本がハーグ条約不履行国、子供の拉致国家として国外から非難されている。2019年2月、国連子どもの権利委員会は、共同親権を認めるために離婚後の親子関係に関する法律を改正すること等の勧告を日本政府に行った。2020年6月25日に自由民主党政務調査会司法制度調査会において、子の連れ去りの問題について欧州諸国等から非難されていること、日本では離婚を巡って夫婦間で子供の連れ去りが起きたり、子と別居親の関係が遮断されるケースが少なくないと報告された。同年7月8日に欧州連合議会本会議において、子の連れ去りが日本国内において追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決された。</p> <p>日本の宝でもある、未来ある子供たちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利である。連れ去り、引離しという人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が子供たちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながる。</p> <p>法整備に際し、法制審議会が立ち上げられたが、国内外から指摘されている現状の問題についての議論がされていない。ついては、子供の最善の利益を実現し共同親権にするため以下の7点を盛り込んだ確実な法整備を行うよう国の関係機関に意見書を提出することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民法改正により子供の最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。 2 同意なく子供を連れ去った場合には、子供を速やかに元の場所に戻し、子供の養育について話し合うこと。子供を速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子供を連れ去られた親に暫定監護権を与えること。 3 主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。 4 離婚家庭の貧困化対策として、養育費の取決めに合わせ、子供と離れて暮らす親に年間100日以上当面会、養育を義務化すること。 5 DV防止法を悪用しないよう、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務付け証拠主義とし、親権、監護権を目的とした主張、親子引離しを目的としたねつ造DVは作為的な行為であることを認定し、罰則を強化すること。 <p>同法の相談が警察にある場合は、子供を児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し事実が確認できれば、警察での相談を受理し、市役所、町で同法の届出を受理し、子供を相談者に引き渡す。警察が事実を確認できなければ、警察での相談を不受理とし、また、市役所、町で同法の届出を不受理とし、子供を元の場所に戻すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 親権を持っている親に問題があっても児童相談所は親権のない親に親権の変更審判などしないため、親権のない親やその祖父母についても常に調査し、子供に最大限の利益になるよう行動（親権の変更審判など）をすること。 7 外国人に特別養子縁組を禁止すること。 <p>特別養子縁組後18歳まで生存確認や子供の特別養子縁組の継続の意思の確認をすること。</p> <p>特別養子縁組した子供の戸籍は実父、実母の氏名が削除されて氏名がない。養親に問題があっても逃げることができなくなる。特別養子縁組した子供であっても、実父、実母はたった一人の父母であるため氏名を削除しないこと。親権者がどんな親であったとしても、親権者や子供が自ら養子縁組を希望しなければ、特別養子縁組ができない法律にしてほしい。子供が合法的に売買されてしまう。</p>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		